

起請文の変遷と法然の起請文

伊藤 真宏

一、問題の所在

法然には「起請文」と名付けられる文献が複数存在する。その題目については、法然自身が命名したものか、弟子や後世の門弟が命名したものか、確実に見極める必要がある。また法然が、本当に「起請文」を作成したのか、という問題意識のもと、法然が「起請文」をどういう形態のものと考えていたか、を探ることが本稿の目的である。そもそも「起請文」とは、すでに先学によって明らかにされているように、神仏への誓約を表明する文章で、誓約内容に偽りがあれば、神仏から罰を受けるということ⁽¹⁾を約束する罰文が見られるものである。しかし一概に「起請文」と言っても複雑で、時代の変遷によって形態も変化し、定義して「起請文」と一括りすることができるのは近世に入ってからである⁽²⁾。

法然には周知の如く、「一枚起請文」がある。これが「起請文」と捉えられていることについて、安達俊英は、その題目によるところが大きく、法然自身が「起請文」という意図を持って「一枚起請文」を書いたのではなく、訓戒教誡と見なすべきと述べている⁽³⁾。実は、「起請文」という文言が無くとも、その形式から「起請文」と見なすべ

きものや、「起請」と述べられていても、その形式を整えていないものがあり、定義の困難さが見て取れる。

すでに筆者は「法然の「起請文」―特に「七箇条起請文」について⁽⁴⁾」において、その命名は法然によるものではなく、後世の門弟によって、「本願に漏れる」というキーワードが罰文と見做されて「起請文」と呼んで行くことを指摘した。ここでは、法然が起請文とはどのようなものであると認識していたのかを確認してみたい。

二、法然の「起請文」

法然の文献で、題目に「起請文」という語が入っているものは、漢語文献では「没後起請文」「送山門起請文」「七箇条起請文（「七箇条制誡」）（以上『漢語燈録』第十卷）、和語の文献では「一枚起請文」（『和語燈録』第一卷）「七箇条起請文」（『和語燈録』第二卷）⁽⁵⁾である。

この中、法然自ら「起請文」として述べたと思われるのが、「没後起請文」と「送山門起請文」で、弟子か後世の門弟の命名などと思われるのが、漢語と和語の両「七箇条起請文」と「一枚起請文」である。

「起請文」とは、神仏列挙、制誡内容、罰文、日付、署名が整っている体裁のものを言う。その体裁が整っていないものは起請文とは言えない。法然は長年比叡山に留まり、修行した。その意味で、起請文というものがどういう体裁であるかを知らないわけがない。「没後起請文」は、「起請 没後二箇条事」と書き出し、「一、葬家追善事」と「一、不可諍論房舎資具衣鉢遺物等事」の二箇条が有り、それぞれ詳細な内容が述べられる。自ら「起請」と記述していることから、その意図を持っていたであろう。「起請」については「起請文」とともに後述する。

「送山門起請文」は、「叡山黒谷沙門源空敬白當寺住持三宝護法善神御宝前」と書き出し、制誡、罰文としての内

容と、日付、署名があつて、まさしく起請文である。⁽⁶⁾

漢語の「七箇条起請文」は、法然の専修念仏を曲解して、例えば、念仏者は戒を守らなくて良いとか、聖道門の修行者に念仏を無理強いするとかいうものが出てきて世を騒がせることになった時、法然が七箇条の条目を制定して、在京の弟子と思しき門弟を集めて署名させたものである。中野正明は、「起請文」というより「制誡」というべきであると主張している。⁽⁷⁾

和語の「七箇条起請文」は、三心の概要が述べられた後、七箇条の法語が記されるもので、若干の制誡要素がみられるものの、いわゆる法語集である。『法然上人行状絵図』では、「常に仰せられける御詞」にも所収される。⁽⁸⁾ 神仏列挙や罰文、日付、署名が無く、「起請文」の体裁ではない。

「一枚起請文」は、浄土宗寺院の日常勤行に唱えられ、一般檀信徒でもご存知の方が多し有名な法然の代表的法語である。法然が亡くなる二日前、弟子の要請に応じて認めたと伝記に記される、法然の遺言と受け留められる重要な法語で、法然は、往生したいと願って念仏する以外に奥深いことは何もないと述べ、それ以外に何かあるならば釈迦弥陀二尊の慈悲から漏れるのだという。この、奥深いことがないのが誓いとなり、慈悲から漏れることを罰文と捉えて、神仏列挙、制誡内容、罰文、日付、署名の揃った「起請文」と見るのである。しかし内容を精査しても罰文という内容のものがあるとは言えない。法然自身が「本願に漏れ候」というのは、あくまでも自分自身の考えであり、「本願から漏れる」という罰を与えよ、と二尊に要請しているものではない。

これらは、弟子か門弟が命名したのであって、法然自身が「起請文」のつもりで述べたのではない、ということである。

先の「送山門起請文」が存在する以上、法然が「起請文」と言った場合には、「送山門起請文」の体裁になる、

ということが言えるであろう。

ところで、法然の文献の中で、題目に「起請文」という文言は見られないが、内容から、起請文と位置付けてよいものがある。「遣^ス北陸道^ニ書状^ニ」である。

當世赴^ク念佛門^ニ行人等^ノ中多^ク以^テ有^ニ无智誑惑之輩^ヲ未^ニ知一宗之廢立^ニ不^レ了一法之名目^ヲ意^ニ无^ニ道心^ニ身^ニ求^ニ利^ニ養^ニ因^テ茲^レ恣構^ニ妄語^ヲ迷^ニ乱^ス諸人^ニ偏^ニ是^ニ為^ニ渡^一世之計^ト全^ク不^レ顧^ミ來世之罪^ヲ奸^{シク}弘^{メテ}一念^ノ偽法^ヲ无^レ謝^一无行之過^ヲ剩^ニ立^ニ无念之新義^ヲ猶^{ホフ}失^ニ一稱^ニ小行^ヲ雖^ニ微善^ニ於^ニ善根^ニ削^リ跡^ヲ雖^ニ重罪^ニ於^ニ罪根^ニ增^ス勢^ヲ受^レ刹那五欲之樂^ヲ不^レ畏^ニ永劫^ニ途^ニ之業^ニ教^ニ示^人云^ク憑^ニ弥陀願^者勿^レ憚^一五逆^ヲ任^レ心造^レ之^ヲ不^レ可^レ著^ニ袈裟^ヲ著^ニ直^ニ垂^ニ不^レ可^レ斷^ニ姪^ヲ肉^ニ恣^レ可^レ食^ニ鹿鳥^ニ云々^ヲ（9）

という書き出しで始まり、法然の思想を曲解するもの、特に一念のみでよいと主張するものに向けて、それは間違っていることを教える内容となっている。それらの人たちは、法然が七万遍の念仏を實踐しているのは、外に向けての方便であって、学問の優れた一部の人にのみ秘義深法の奥義を説かれているのであり、自分はその一人であると主張する。しかし、その風聞は虚言であり言語道断として、法然は次のように述べる。

今立^テ誓^フ言^フ貧道若秘^シ之^ヲ偽宣^ヘ此旨^ヲ註^サ不^レ実事^者十方^ニ宝當^レ垂^下知見^ヲ毎日七万返^ノ念仏併^ラ空失^ニ其利益^ヲ

これはまさに、自分が何かを秘して偽って奥義を一部の人にしか明かしていないようなことがあれば、十方の三宝に対して、七万遍の利益がそっくりそのまま失われてしまうことに、知見を垂れよと要請する、罰文と解釈できる

文言であり、列挙ではないが仏法に対して誓いを立てていることと、制誠内容と日付、署名の整った、「起請文」といえよう。

法然は、神仏列挙、制誠内容、罰文、日付、署名が整ったものを、「起請文」として理解していて、その体裁のものを、必要な場面で作成していた、ということが言えるのである。

三、法然周辺の「起請文」

さて、法然当時の「起請文」とはどんなものがあるだろう。そもそも「起請文」とはどんな変遷をたどるのであろう。佐藤進一や武居明男⁽¹⁰⁾など、先学の研究に導かれながら、法然の時代の「起請文」についてみてみよう。

我々が「起請文」といえば、前述の如く、神仏列挙、制誠内容、罰文、日付、署名の揃ったもので、神仏に約束して、破れば罰を受けても構わないことを誓うものと考えている。しかしそれは完成形であり、その体裁が形式として完成するのは、一四〇〇年代以降、そして戦国大名が同盟を結ぶに際して、神仏に約束するようなことも定型化した「起請文」が交わされるようになる。

元々、事を企画、発起して、それを実行する上で、支配者、または上位の者に、それを請い願うこと、またはその文書を「起請」といい、その最古のものとして、良源「起請廿六箇条」が挙げられる。これは康保三年（九六六）に第十八代天台座主になった良源が、天禄元年（九七〇）に山内僧侶に示した二十六条に渡る禁制事項で、

座主権少僧都法眼和尚位良源敬啓

爲_二令法久住_一立_二雜制廿六箇條_一事⁽¹¹⁾

で始まり、二十六条の制誡内容が述べられ、最後に、

謹仰_二大師之明鑒_一東西諸綱大小共悉普示_二山家之一衆_一令_レ琢_二松門之三輪_一焉敬啓

とある。良源が、比叡山の僧侶に対して、規律を糺し、綱紀肅正を求めたもので、すでにこの世にいない伝教大師最澄に明鑑を仰ぐことで、定めた制誡の正当性を持たせる役割を持たせることになっている。どこにも「起請」という文言は出てこないが、これが「起請」の嚆矢とされる。

一方、災いや災難を除き、将来の福徳を願うことを目的に、祭壇を設置し、穀物や果物、酒を供え、そのお供えを継続することを誓い、またその願いが成就したら、礼拝し参詣することを誓約するのには、それを保障する手段として、もし履行しない時には神仏の罰を受ける、ということを示すことを「祭文」と言った。いわゆる「罰文」が附されてくるものである。その嚆矢は、従来、久安四年（一一四八）の三春是行の、天判祭文と言われる東大寺所蔵文書だったが、二〇〇七年に出土した琵琶湖北岸の塩津港遺跡の木簡に記された「祭文」は、保延三年（一一三七）の年号があり、それが現在のところ、天の判定を請う「祭文」の最古のものと考えられている。

維年次保延三年七月廿九日以請申天判事⁽¹²⁾

という書き出しで始まり、

上界ニハ大梵天王躰尺天衆四大天王、下界ニハ王城鎮守八万大菩薩賀符下上、惣十八大明神、別シテハ當国鎮守山王七社、コトニハ當所鎮守、五所大明神、稻□祝山、津明神并、若宮三所、惣天ハ日本朝中一万三千七百餘所大小神等、御前□驚奉、元者草部行元、若此負荷内魚ヲ一卷にて毛、取なかして候ハ、近ハ三日、遠ハ七日内、行元身上、上件神御神罰ヲ、八万四千毛□穴如かふるへくと申

とあって、ありとあらゆる神仏に、「上件神御神罰ヲ八万四千毛□穴如かふるへくと申」、つまり、約束が守れなかつたらそのありとあらゆる神からの罰を毛穴一つ一つに蒙らせよと要請する「罰文」がある。

この次に、久安四年（一一四八）の三春是行の、天判祭文である。

□□（三春） 是行謹解 申請天判事

右事元者、東大寺覚光得業解状之文云、（中略）若実申テ候ヲ不レ申ト申テ候者、東大寺大仏、薬師如来、十二神将、鎮守八幡大菩薩、当所八所御霊、惣シテハ日本朝中大小神祇冥道神罰冥罰、蒙ニ是行丸身ニ候テ、現世貧窮無福シテ、後生断ニ三世仏種ニ、仍謹請ニ天判ニ如レ右、敬白

久安四年四月十五日

三春是行（花押¹³）

とあって、真実と言っていることを、言っていないと言ったならば、東大寺の大仏からはじまり日本中の神仏菩薩

の罰を全身で蒙り、現世での不幸と来世での成仏の可能性を断つことを天に要請している。ここにも「罰文」が見える。

次に、仁平三年（一一五三）八月十九日の覚法法親王の「起請」を見てみよう。

立起請

門跡相承本尊大孔雀明王同経壇具等事

敬_ニ白_ニ真言教主大毘盧遮那胎藏金剛両部界会諸聖衆、殊大孔雀明王門跡守護護法諸天并付法相承八大師等_ニ而言、
（中略）門徒人且恐_ニ仏界之知見、且守_ニ起請之遺文_一、永無_ニ違迭_ニ敬白_一 ⁽¹⁴⁾

とあって、覚法が、門徒に対して、空海相伝の本尊や經典仏具の持ち出しを禁ずることを、毘盧遮那仏から始まり、両界曼荼羅会にいる聖衆、孔雀明王や守護の神々、歴代の僧らの知見に照らして、守り破らぬよう発布したものである。「起請」という言葉が明記され、上位の権威を仰ぐものと言えよう。

また、文治三年（一一八七）五月一日の後白河法皇起請には、

起請

高野大塔長日不断両界供養法條々事

仰願_ニ大師聖靈_一、伏乞_ニ護法天等_一、知見證明、哀愍聽許、消_ニ滅罪障_一、拂_ニ退魔縁_一、必以_ニ万歳一期之終_一、速授_ニ四身一性之位_一、然則、三密薰修、共_ニ一儀_一而長久、五箇起請、雖_ニ一事_一無_ニ失墜_一、冥任_ニ大師之照鑑_一、顯盡_ニ叡慮之愍

懃^レ耳、仍起請如^レ件^⑮

とあつて、高野山根本大塔にて長きに亘つて両界曼荼羅供養を絶やさずに行なうことについて、空海や仏法を守護する神々に対し知見し証明を願ひ、起請の内容が欠けることがあるなら空海の照鑑に任せるということが記述される。「祭文」の罰を与えよ、という「罰文」ほどの内容でなはないが、供養法を絶やすことなく長日に続けるべきことを空海や守護の神々の権威によつて制定しつつ、守れなかった場合に空海から何らかの沙汰があることが明記されてくるものである。

そして、建久四年（一一九三）八月の源範頼起請文で、一定の型が現れる。

八月小二日丙申、參河守範頼書起請文、被獻將軍、是企叛逆之由、依聞食及、御尋之故也、其状云、

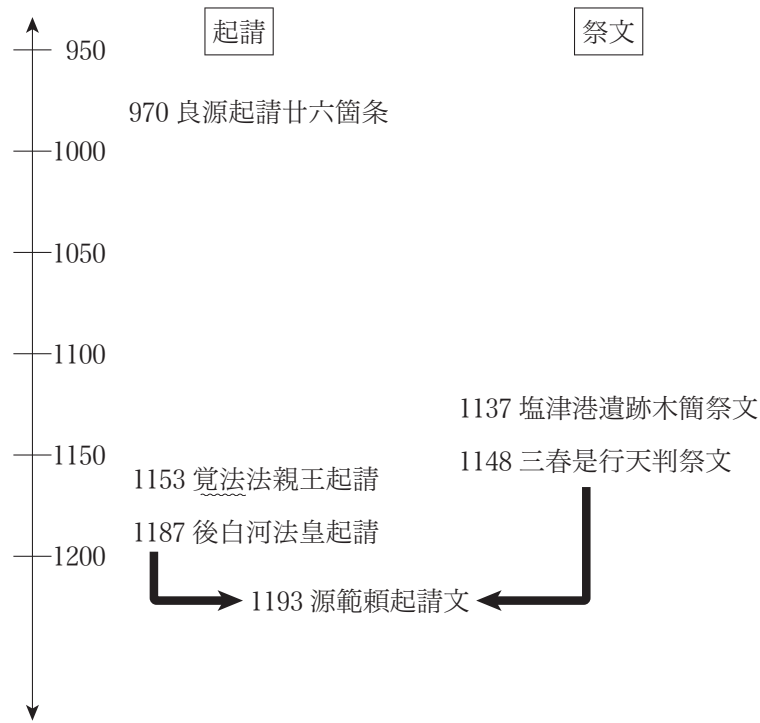
敬立申 起請文事

右、爲御代官、度々向戰場畢、平朝敵盡愚忠以降全無貳、雖爲御子孫將來、又以可存貞節者也。且又無御疑叶御意之條、具見先々嚴札、秘而蓄箱底、而今更不誤而預此御疑、不便次第也。所詮云當時云後代、不可挿不忠、早以此趣、可誠置子孫者也。萬之一（仁毛）令違犯此文者、上梵天帝釋、下界伊勢、春日、賀茂、別氏神正八幡大菩薩等之神罰（於）、可蒙源範頼身也。仍謹慎以起請文如件。

建久四年八月 日

參河守源範頼^⑯

これは源範頼が、兄頼朝に謀反を疑われ、忠誠を誓う「起請文」である。「起請」の要素である、【事を発起して、



それを実行する上で、支配者に請い願う文書」と、「祭文」の要素である、【もし履行しない時には神仏の罰を受ける、ということとを文言で表明する文書】が、合わさった形態のものを、「起請文」と明記され、またそれが世間にも認識されることとなる。

以上のように、「起請」と「祭文」とが、やがて融合して、「起請文」と呼ばれる形態、それはつまり、神仏列挙、制誡内容、罰文、日付、署名の揃ったもの、がこの頃から見え始め、以後、「起請文」と言えば、その条件を満たすものとして認識され、後には、戦国大名が同盟を結ぶに際して、神仏に約束するようなことで信頼を確立させる契約書として定型化した「起請文」が交わされるようになっていった。これを図示すると上記のようになる。こう述べてくると、起請文の変遷が、ちょうど法然の生存年代と一致していることが判然とする。つまり法然が起請文といった場合、この「起請」「祭文」↓「起請文」となっていく過程を考慮しなければならないのである。

先に、法然自ら「起請文」を意図して述べたと思われるのが、「没後起請文」と「送山門起請文」、そして「遣北陸道書状」で

ある、と論じた。今、起請文の変遷という視座から法然の起請文を見てみると、「没後起請文」は、法然自らが「起請」と記述しているように、「起請文」以前の、「起請」の流れを汲んでおり、「送山門起請文」と「遣北陸道書状」は「起請文」ということになる。そして、それぞれの成立年を見ると、「没後起請文」は建久九年（一一九八）、「送山門起請文」が元久元年（一二〇四）、「遣北陸道書状」が承元三年（一二〇九）であり、まさに法然は、世間が「起請」「祭文」から「起請文」を生み出していく真つただ中で、いわば最先端の文章表現としての「起請文」でもって、朝廷や南都北嶺や弟子に、念仏教団や教義の疑念を晴らし真意を伝えようとしたということが言えるのである。

四、むすび——法然の認識

法然は、十三歳か十五歳で比叡山に入ってから、四十三歳の立教開宗後の下山まで、実に約三十年、比叡山に留まって、仏教を学び尽くし、下山後も、学びに学ぶという姿勢がみられた。その様子は、伝記に「一切経被閲すること数遍におよび、自他宗の章疏まなこにあてすといふことなし⁽¹⁷⁾」とか、「われ聖教をみさる日なし。木曾の冠者、花洛に乱入の時、たた一日聖經を見さりき⁽¹⁸⁾」などと述べられている。それほどの法然が「起請」や「祭文」の存在を知らないということはあるまい。そして、世間で「起請文」という形式が確立していくことも、認識していた。だからこそ、その「起請文」を利用して「送山門起請文」の表明となり、「遣北陸道書状」の発送であったのだろう。それは、正しい法然教団の在り方や曲解を正す内容を相手に知らせるものであり、その自らの発言の信頼性を担保するための神仏への約束であり、その発言の真実性の立証として、罰文が述べられる、法然渾身の、まさに命

がけの表白として最適なツールであった。

これら形式から思量して、法然自ら意図しての「起請文」は、「送山門起請文」と「遣北陸道書状」であり、「没後起請文」は「起請文」ではなく「起請」である。そしてそれ以外の、漢語の「七箇条起請文」は制誡、和語の「七箇条起請文」は法語、「一枚起請文」は訓戒教誡と考えていた可能性は極めて高い。

第三章で、代表的な「起請文」を取り上げて「起請文」の変遷をたどって見たが、「起請文」の変遷を十分に検証できたわけではない。法然の生存年代にある様々な「起請文」とみられる文献を、全て当たって詳細に見極める必要がある。また法然の文献中、後世の人が呼んだと思われる「起請文」という題目を持つものが、なぜ、そう呼ばれるのかということも、法然寂後の「起請文」変遷の過程を見ることで解明できるのではないだろうか。今後の課題として取り組んでいくつもりである。諸賢のご指導を請う。

註

(1) 佐藤進一『古文書学入門』で詳細にまとめられ、最近では佐藤弘夫『起請文の精神史中世世界の神と仏』がある。

『国史大辞典』の「起請文」の項目には、時代の変遷を踏まえた非常に詳細な解説がなされている。

(2) 『日本国語大辞典』には以下のような説明がなされている。

(1)自分の行為、言説に関してうそ、いつわりのないことを神仏に誓い、また、相手に表明する文書。平安末期から現われたが、形式の整った中世のものでは、「敬白」「起請文之事」などと冒頭に置き、末尾は、「仍起請文如件」と結んで、署名判と年月日を記す。内容は、宣誓の具体的な事柄を記し、もしそれに違背すればと書いて、神文（しんもんⅡ誓詞）となり「梵天帝釈四大天王総而日本国中大小神祇」以下神仏名を列挙し、その罰をわが身に受ける旨を記す。

すという構成をとる。料紙も熊野神社などの発行する牛王宝印（ごおうほういん）の裏に書かれることが多くなり、戦国時代頃からは前書に通常の白紙を用い、神文に牛王宝印の裏が用いられるようになった。また、誓約の意志を強烈に示すため、名字、花押の上に血を塗るなどの血判（けっばん）も行なわれるようになった。起請誓紙。起請符。起請。(2)江戸時代、男女の愛情のかわらないことを誓った文書。もと遊郭での心中の一種から起こったもの。その用紙には熊野の牛王宝印を用いるのが正しいとされた。起請誓紙。起請。

- (3) 安達俊英「法然『一枚起請文』の文献的性格」（佛教大学総合研究所紀要別冊『浄土教典籍の研究』所収）。「一枚起請文」が「起請」ではない、ということについては、その形態が一定の「起請文」とは全く異なるので、安達論考に賛同する。

- (4) 佛教大学『仏教学部論集』一〇〇号

- (5) 『漢語燈録』『和語燈録』は、浄土宗第三祖と位置付けられる良忠（一一九九―一二八七）の六人の有力な弟子の一人、望西楼了慧道光（一二四三―一三三〇、一説一三三一）の編集になる法然の語録、『黒谷上人語燈録』全十八巻を指す。『和語燈録』については文永十二年（一二七五）成立で、了慧存命中の元亨元年（一二三二）開版本が龍谷大学に現存する。全十八巻は一卷から十巻が法然の漢語文献を収録、十一巻から十五巻が和語文献を収録、『拾遺語燈録』として上中下三巻の内、上巻が漢語、中下巻が和語を収録している。

- (6) 本稿では、『漢語燈録』はすべて善照寺蔵本を引用した。また「送山門起請文」「七箇条起請文」については、拙稿「法然の「起請文」―特に「七箇条起請文」について」で詳しく詳述した。注(4)参照。

- (7) 中野正明『法然遺文の基礎的研究』（法蔵館）三五〇頁～三五二頁

- (8) 『法然上人行状絵図』第二十一巻。

- (9) 善照寺蔵『漢語燈録』第十卷。
- (10) 武居明男は、「起請文」とみられるものを収集し、「起請文等神文・罰文集成ならびに索引(稿)」(同志社大学『人文学』一五八所収)として公表している。これを参考させていただき、法然の時代の「起請」「起請文」を検討した。
- (11) 『大日本史料』天禄元年七月十六日
- (12) 「塩津港遺跡」発掘調査現地説明会資料(滋賀県文化財保護協会)
- (13) 武居明男「起請文等神文・罰文集成ならびに索引(稿)」三七頁
- (14) 『仁和寺大観』一六二頁に影印が収録されている
- (15) 武居明男「起請文等神文・罰文集成ならびに索引(稿)」四五頁
- (16) 武居明男「起請文等神文・罰文集成ならびに索引(稿)」四七頁
- (17) 『法然上人行状絵図』第四巻
- (18) 『法然上人行状絵図』第五巻

参考文献

- 佐藤進一『「新版」古文書学入門』(法政大学出版局)
- 佐藤弘夫『起請文の精神史 中世世界の神と仏』(講談社選書メチエ)
- 中野正明『法然遺文の基礎的研究』(法蔵館)
- 安達俊英「法然『一枚起請文』の文献的性格」(佛教大学総合研究所紀要別冊『浄土教典籍の研究』所収)
- 武居明男「起請文等神文・罰文集成ならびに索引(稿)」(同志社大学『人文学』一五八所収)